

心の相談会

相談

心理士による心の相談会を実施します。相談は無料で、秘密は厳守します。

心の悩みでお悩みの方、又はその家族の方はこの機会にご相談ください。

なお、事前の予約が必要です。希望される方はご連絡ください。

◆日時 応相談

◆会場 泉崎村保健福祉総合センター

問 泉崎村保健福祉課
☎ 0248・54・1335

◆日時 10月27日(金)

◆会場 泉崎村保健福祉総合センター

問 泉崎村社会福祉協議会
☎ 0248・54・1555

◆日時 10月7日(土)

◆会場 郡山市労働福祉会館 第1会議室

◆内 容 集団予防接種でB型肝炎になつた人とその家族を対象とした弁護士による相談会

◆日時 10月5日(木)

◆会場 マイタウン白河

泉崎村社会福祉協議会では心配なことがあつて困っている方のために、心配ごと相談を行っています。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

◆日時 10月14日(土)

◆会場 泉崎村保健福祉総合センター

◆相談員 村民生委員
星キヨ子・佐々木郁子

(令和5年7月31日現在)
原告数は3万2219名

問 泉崎村社会福祉協議会
☎ 0248・54・1555

無料法律相談

弁護士による無料法律相談を実施いたします。

お気軽にご利用ください。

なお、予約が必要となります。

◆日時 10月27日(金)

◆会場 泉崎村保健福祉総合センター

問 泉崎村社会福祉協議会
☎ 0248・54・1555

◆日時 10月7日(土)

◆会場 郡山市労働福祉会館 第1会議室

◆内 容 集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染者は全国に40数万人におよぶとも推定されています。しかし、

救済を求めて提訴した原告数はわずか3万5470名、

そのうち和解成立に至った

にとどまっています。
今のペースでは大多数の救済されるべき対象者が救済されない事態となりかねません。

特別措置法の救済対象者は、国に責任のある医原病ともいうべきB型肝炎ウイルス感染の被害者です。そのような方が一人でも多く救済されるよう、出張相談会を開催し、特別措置法に基づく救済や、手続の内容、弁護団への依頼の方法等を、弁護士が分かりやすく説明します。気軽にご参加ください。

司法書士による成年後見制度による成年後見相談会のお知らせ

福島・山形事務所
問 全国B型肝炎訴訟新潟・福島・山形事務所
☎ 025・2223・1130

B型肝炎特別措置法に基づく給付金支給手続きに関する相談

◆内 容

司法書士会では、成年後見制度を担う専門家組織である公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートを組織し、高齢者等の財産と福祉を守るための活動にも精力的に取り組んでいます。

昨年まではコロナ禍で面談を控え、電話相談にて対応してまいりましたが、今年度は面談相談にて実施いたします。

創造と挑戦の企業集団

「お客様第一」に徹し更に高い技術と品質向上を目指します。

“環境にやさしいものづくり”



ISO9001:2015, ISO14001:2015 認証取得

証券コード No.5162

株式会社朝日ラバー

代表取締役社長 渡邊 陽一郎

福島工場／福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字坊頭塗1番地
☎ 0248-53-3491・FAX 0248-53-3493
第二福島工場／福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山崎山1番地3
☎ 0248-54-1618・FAX 0248-54-1619
白河工場／福島県白河市萱根月ノ入1番地21
☎ 0248-21-1401・FAX 0248-21-1404
白河第二工場／福島県白河市萱根月ノ入1番地21
☎ 0248-28-5061・FAX 0248-28-5064
本社／埼玉県さいたま市大宮区土手町2丁目7番22
☎ 048-650-6051・FAX 048-650-5201
<https://www.asahi-rubber.co.jp/>

◆予約受付

福島県司法書士会

(公社) 成年後見センタ

ー・リーガルサポートふくしま支部

☎ 0120・81・5539

平日 10:00～12:00

13:30～16:00

案 内

10月は土地月間です

10月は、土地の大切さなどを考える「土地月間」です。

土地は限られた資源であるとともに、私たちの生活や企業活動にとって必要不可欠な基盤であり、豊かな暮らしや将来の子どもたちのために、土地所有者には自身の土地の適正な利用と管理が求められます。

この機会に、土地の有効活用や適正管理について一度考えてみましょう。

◆土地の適正な管理をお願いします

土地は、適正な利用と管理が行われないと雑草の繁茂や不法投棄による周辺土

地への悪影響など、多くの問題が発生することが懸念されます。

使わなくなつた土地についても、定期的な草刈りの実施など適切な管理をお願いします。

※草刈り用機器類の貸し出しや除草剤の配布など、土地の管理に関して実施している事業があればその内容や担当課を記載するなどしてください。

◆一定規模以上の土地購入等の契約には届出が必要です

一定規模以上の土地の権利に関する契約を締結した場合には、契約日から2週間以内に、土地が所在する市町村長を経由し知事に届出が必要です。

届出をしなかつた場合には行政処分が科せられることもありますので、期限内に必ず届出をお願いします。

※届出が必要となるのは、土地の所在や契約内容によって異なりますので、担当課までお問い合わせください。

自賠責保険・自賠責共済のご案内

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和4年の交通事故発生件数は約30万件、死傷者数は約36万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況です。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとても加害者にとても悲惨な結果をもたらします。

自賠責保険・共済は、全てのクルマ・バイク等1台ごとに加入が義務付けられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保証する制度であり、被害者の救済を目的としています。

軽油に課税される軽油引取税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜる等して製造された燃料、いわゆる「不正軽油」が正常な軽油と偽って販売、使用されている事例があります。

この不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染の問題のほか、公正な市場競争の阻害、更には暴力団等の資金源にもつながります。

て、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含む全ての自動車に加入が義務付けられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのをご注意ください。

10月は不正軽油撲滅強化月間です。

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、

関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでおります。

工事なんでも御相談ください(見積り無料)

駐車場工事・アスファルト舗装工事
コンクリート工事・土留工事・建物解体工事
フェンス工事・田・畑・盛土工事・下水工事
建築工事などその他

☆気軽に御相談ください。

株式会社 福南建設

☎ 969-0101 泉崎村大字泉崎字大山41-7

☎ (0248) 53-2506
FAX (0248) 53-3438

